

1999年12月20日

北海道森林管理局長

田尾 秀夫 様



北海道の国有林に関する質問書・要望書

近年まで、全国各地で国有林の伐採が進行しました。その結果、河川を中心に見た流域生態系において河川環境が悪化し、災害が頻繁に発生するようになったと強く感じさせられます。現在の国有林にとって、河川環境の保全と、流域生態系として見た中流域・下流域の住民生活のための災害防止（水害の解消と低減）は、緊急な課題と思います。その点で、この春、国有林が森林の公益的機能を重視するよう方向転換したことに、大いに敬意を表したいと思っております。

しかし、国有林は、過去の負の遺産が山積したまま、早急な解決が待たれる問題が少ない状況と思います。中でも、大規模リゾート開発を前提としたヒューマングリーンプランによって伐採された大面積の地域が、そのまま法的にも実際にも放置されたままになっている例が特記されます。以下に、早急に解決すべき問題点について3項目を挙げ、質問を付記しますので、ぜひ、ご回答をお願いいたします。

1. 「森林空間利用林」が維持されている理由

多くの地で土砂流出防備や水源涵養等のための保安林が、大規模リゾート開発を前提にした「森林空間利用林」として類型区分が変更されました。しかし、「森林空間利用林」と類型区分された地域の多くは、その後、大規模リゾート開発計画が撤回されたり、中止されたにもかかわらず、「森林空間利用林」に区分されたままにあります。もはやリゾート開発の可能性がないにもかかわらず、今なお「森林空間利用林」の林区分が維持されている理由と根拠はどこにあるのか、ご説明をお願いします。その具体例として、北海道の旧八雲営林署管内八雲町砂蘭部岳地区や旧幾寅営林署管内南富良野町金の沢地区が挙げられます。

また、森林機能の回復を求める世論が高まっている中で、必要性の薄れた「森林空間利用林」を他の類型に変更、または水源涵養保安林等へ変更する場合の条件をご説明下さい。

2. 国有林における河川環境に関する調査の実態

国有林における河川環境は著しく悪化しております。河川生態系の悪化として、保水能力の低下、流量の極端な減少、降雨時の増水による河床洗掘による河床面の急速な低下、河床面低下による河岸崩壊の著しい進行、流れの緩い河川における大量の土砂の堆積、それによる河岸の立木まるごとの崩壊や越水災害の発生などが挙げられ、河川生態系の荒廃

や水害発生が憂慮されます。こうした事項について国有林における調査の実態はどうなっているのか、説明をお願いします。

なお、調査の実態については、全国にわたる状況とともに、急傾斜地が多く森林伐採が過度に進んだ北海道南部における状況、例えば八雲町の遊楽部川水系砂蘭部川・鉛川・セイヨウベツ川および野田追川・落部川、熊石町の見市川、乙部町の突符川、厚沢部町の厚沢部川、松前町の大鴨津川・小鴨津川等における調査状況を尋ねたいと思います。

3. 旭川森林管理局管内（旧幾寅営林署）の国有林

旭川森林管理局管内（旧幾寅営林署）の国有林の現状は、材積台帳にある実数とはほど遠く思われます。最近、北海道において「やまりん盗伐問題」が報道されており、同様な問題が各地で憂慮されますので、材積台帳を検証し直すことが必要と思います。ちなみに、北海道森林管理局による調査では「やまりん」以外には盗伐がなかったと報道されており、一方で他地域においても常識であるとした、林業者による盗伐の告白が報道されています。林野庁では、材積台帳と合致する正確な実態調査をなされているのか、説明を求めます。

具体的な場所として、シーソラプチ川水系の小屋の沢川・清水沢川・濁沢川・シーソラプチ川源流、ルオマンソラプチ川水系の金の沢川・ルオマンソラプチ川源流が挙げられますが、これらの河川では水量が著しく減少した、あるいはその上で流木が多く見られるようになったという、河川生態系全体の急速な荒廃が認められます。これらを防ぐために、周辺の森林伐採を中止したり、また森林回復や水源涵養のための植林計画が立てられているのか、お尋ねいたします。

平成12年2月8日

(社)北海道自然保護協会
会長 俵 浩三 殿

北海道森林管理局
保全調整課長

「北海道の国有林に関する質問書・要望書」の回答について

日頃、国有林野の管理経営に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成11年12月20日付けの標記の質問等につきまして、下記のとおり回答致します。

記

1について

- ① 国有林については、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画において、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3つに区分し、それぞれの区分に応じて管理経営を行うこととしており、従前の「森林空間利用林」については、「森林と人との共生林」のうちの「森林空間利用タイプ」として区分しています。
- ② 「森林空間利用タイプ」については、自然とのふれあいの場としての自然的条件や利用状況、地元の要望等を総合的に勘案して区分しています。
お尋ねの砂蘭部岳及び金の沢周辺についても、このような点を総合的に勘案し森林空間利用タイプに区分しているところです。
- ③ なお、保安林は、森林法に基づき指定されるものであり、水源のかん養、土砂の流失の防備等の目的を達成するため必要がある場合に、指定されることになっています。

2について

国有林の状況については、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画策定の際の地況・林況等の調査や日常の巡視等を通じて実態の把握に努めているところです。

3について

- ① 国有林の蓄積等の現況については、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画の策定に際し、地況・林況等の調査を実施し、実態の把握に努めているところであり、材積については、「森林調査簿」に記載しているところであります。

なお、木材の販売等に当たっては、あらかじめ箇所ごとに現地調査を行い、材積等を把握することとしています。

- ② シーソラプチ川水系及びルオマンソラプチ川水系については、植え込み等の造林・保育を行うとともに、シーソラプチ川水系については伐採を見合わせ、水源かん養等の機能が発揮されるように努めているところです。